

私たちの施設は、「福祉サービス第三者評価」を活用して、利用者サービス向上のために常に努力しています。

「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	社会福祉法人武蔵野会 東堀切ぐすのき園	施設番号	42-0012
項目	評価結果に基づく現状分析 (24 年度)	改善計画 (24 年度末時点)	実施状況 (25 年10月1日時点)
利用者グループ間での情報共有と支援の質の向上について	事業所では、利用者の障害や特性に応じて、車いすが必要な身体障害を主とする男女混合グループと4つの男女別グループ編成を組み、同性による安心感ときめ細かい支援に取り組んでいる。活動においても利用者一人一人が主体的に取り組めるよう行動を抑制することではなく、利用者は職員と一緒に自由に行き来している。一方グループ別支援は強化され、ケア会議で利用者の意向や課題をグループで共有しているものの、他グループの把握までには至っていない。今後はこれらを払しょくし、さらなる支援の質の向上に期待したい。	個別支援計画の作成に当たっては、グループ内協議に加え、特定業務専門職(看護師、管理栄養士)や他グループ職員の意見を求めるところになっているが、とりわけ自グループ以外の利用者に対するかかわりは薄くなる傾向にある。個別支援計画書や保護者面談記録は、事務所内ホワイトボードに掲示されるが、これについても課題意識を継続していないと関心が薄れていくことになる。改善に当たっては、職員会議等での情報提供と意識の共有を図ることや、利用者一人一人の個別カンファレンスを細かく実施することによって意見交換を深めたり、職員のグループ間異動研修によって、現状の課題と解決方法を探る等の取り組みを行いたいと考えている。	
業務体制の見直し、改善について	行動規範の筆頭に「自分を理解し、啓発することによって困難に立ち向かい、福祉の仕事にまい進する」を掲げている事業所では、経営層はじめ各職員の役割や責任は、職員業務分掌で明確化され、法人の中期計画や施設目標についても、職員目標と絡めて一般職員も関与できるよう体制作りに努めている。一方では、日々の利用者支援と記録、ケアマネジメントに忙殺され、担当部署に関しての熟者には至っていないと感じている。このことから、職員業務の見直し、業務改善を一層図り、余裕のある体制が構築されることに期待したい。	職員の業務は多岐にわたっており、量・質共に膨大な作業量が要求されている。勢い、中途半端に終わってしまったり、質の深化が図れない状況が散見される。業務の見直し、書式様式の変更、勤務体制そのもの、優先されるべき業務の精選等々、着手できる要素は大変多い。プラスアルファの余裕を職員が持てるよう、引き続き業務改善を図っていきたいと考えている。	
マニュアル・規程類の見直し、改定について	マニュアルに関しては、緊急時の線引きに必要不可欠と考え、職員が困ったときに立ち止って振り返りに使用されるものである。また、マニュアルは対外的に保障として形に残るもの、証明であって、職員の行動を縛るものであってはならないとしている。これらを踏まえつつも、業務や支援体制は法人と事業所の業務マニュアルで整備され、現在は「業務標準化委員会」で利用者個人別の支援マニュアルを検討中である。一方ではマニュアルの点検は行っているものの、見直しや改定の必要性を事業所が認識しているところからもその実現に期待したい。	上段の業務改善と同様、規程類の見直し改定は、年間計画で実施時期を明示し、計画的に実施を図りたい。尚、法人統一の規程類改定については、理事会審議を要する物もあり、事業所単独で改変ができないことから、必要な見直しに向けて法人へ上申を図りたい。状況によっては、適時見直しを図っていくが、緊急性がないものについては、改定時期の古いものから着手するようにしたい。	

*この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

*「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

*第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「どうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。